

XI 野生鳥獣の部

この部には、「野生鳥獣資源利用実態調査」の結果を収録しました。

用語の解説

1 解体頭・羽数

食肉処理施設が解体処理を行った頭・羽数（食肉以外の加工向け（ペットフード等）に解体した物を含む。）をいいます。異常が認められて廃棄された個体は含みません。

2 ジビエ利用量

食肉処理施設で解体処理を行った野生鳥獣の卸売・小売の食肉数量、加工仕向け食肉数量、調理仕向け食肉数量、解体処理のみを請け負って依頼者へ渡した食肉数量、自家消費向け食肉数量及びペットフード販売数量（加工原材料用として他社等に販売したものを含む。）をいいます。

3 イノシシ

狩猟やわな猟等で捕獲された野生のイノシシのことをいいます。生体のまま捕獲され、一時的に飼育されたものも含みます。ただし、イノブタや家畜として飼育されたものは除きます。

4 シカ

狩猟やわな猟等で捕獲された野生のシカのことをいいます。生体のまま捕獲され、一時的に飼育されたものも含みます。ただし、家畜として飼育されたものは除きます。

5 その他鳥獣

イノシシ、シカ以外の鳥獣をいいます。（例：クマ、アナグマ、鳥類等）

6 解体処理のみの請負い

依頼者から食肉に供する目的で食肉処理業者が解体処理のみを依頼され、依頼者が食肉を持ち帰る場合をいいます。

7 自家消費向け

従業員やその家族で消費する場合をいいます。イベント等でのPR活動や試食なども含みます。

8 ペットフード

愛がん動物の栄養に供することを目的として使用されるもの又はその原料として販売されたものをいいます。

9 皮革

鳥獣の皮膚をなめしたもの及び毛皮で施設が直接販売するもののほか、皮革製品を製造するための原料として販売するものをいいます。

10 鹿角製品（^{ろくじょう}鹿茸等）

鹿の角を使ったナイフの柄やアクセサリー、鹿茸等で施設が直接販売するもののほか、鹿角製品を製造するための原料として販売するものをいいます。